

一定の要件を満たす優良先を対象に！《完全事前相談制》

# 当貸プライム

※与信取引がなくても取扱可能！！

「大口の無担保当座貸越根保証」で、反復継続的・安定的な資金調達が実現！  
この機会に是非ご利用ください。（※1・2）

## 制度の特徴ならびに利用メリット

**物的担保不要！**  
**最大2億円の大口無担保根保証が可能です！！**  
（申込金額は1,000万円以上から）

**申込金融機関と連携し、法人代表者の  
連帯保証を不要とする取扱いも可能です！**  
（個人は原則として連帯保証人不要）※詳細は裏面参照

**通常より保証料率を  
△0.05%引き下げ**しています！

取 扱 期 間  
令和6年3月31日まで  
《2年延長いたしました》

※1：ご利用にあたっては、裏面記載の資格要件をすべて満たす必要があります。

また、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

※2：本制度を取扱える金融機関は、当協会と覚書を締結した金融機関に限ります。すべての金融機関で取扱える制度ではありませんのでご注意ください。

裏面へ

# 『当貸プライム』の詳細について

## 保証対象

和歌山県内に事業所を有し、次の①～③のいずれにも該当する中小企業者（法人、ただし組合は除く。また確定申告が青色申告であり、貸借対照表添付の所得控除を受けている個人）。

1. 業歴が3年以上、かつ決算を2期終了していること。
2. 申込直前期の決算におけるCRD（中小企業信用リスクデータベース）を活用した保証料区分が第7区分以上であること。
3. 申込直前期の決算において、次のいずれかに該当する方

ア. 法人は、自己資本比率10%以上かつ2期連続経常利益計上を満たすこと。

イ. 個人は、差引金額1,000万円以上計上かつ申告所得2期連続計上を満たすこと。

保証限度額	1千万円以上 2億円以内	保証期間	2年以内								
貸付形式	当座貸越根保証	資金使途	事業資金								
返済方法	約定弁済・随時弁済	物的担保	不要								
連帯保証人	原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない。 ※ただし、申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ担保保全がないプロパー融資残高あり、一定の財務要件を充足している場合は、法人代表者の連帯保証人も不要とする取扱いも可能。 ※上記の場合、申込金融機関は『「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書』の提出が必要です。										
貸付利率	金融機関所定利率	取扱金融機関	覚書締結金融機関								
保証料率	通常より△0.05%引き下げた保証料率 <table><thead><tr><th>保証料区分</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr></thead><tbody><tr><td>責任共有保証料率</td><td>0.63%</td><td>0.46%</td><td>0.34%</td></tr></tbody></table> <small>別途、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。</small>			保証料区分	7	8	9	責任共有保証料率	0.63%	0.46%	0.34%
保証料区分	7	8	9								
責任共有保証料率	0.63%	0.46%	0.34%								
金融機関のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"><li>・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。</li><li>・事前相談の際は、「支店長推薦書・資格要件確認書」および必要書類一式の提出をお願いします。</li><li>・「支店長推薦書・資格要件確認書」は当協会ホームページ（金融機関専用）に掲載しております。適宜ダウンロードの上、ご活用ください。</li><li>・適用保険種別について、一般関係保険枠の『無担保保険』もしくは『普通保険』を適用します。ただし、『普通保険』を適用する場合は、申込金融機関の債務者区分が「正常先」に限ります。</li></ul>										

令和4年4月

【お問合せ先】 和歌山県信用保証協会

■ 本所 保証課 073-433-9705 ■ 田辺支所 業務課 0739-22-4666